

労災二次健康診断のご案内

～当院は「労災保険二次健康診断等給付」指定医療機関です～

2025年4月 下越病院



🌸 労災二次健康診断とは

働く人の過労死を防ぐために、厚生労働省は労災保険による『二次健康診断等給付』事業を設けています。

この制度は、職場の定期健康診断等（以下、一次健診）の結果、脳・心臓疾患を発症する危険性が高いと判断された方々に対して、その状態を把握するための必要な検査を行う「二次健康診断」と、脳・心臓疾患の発症の予防を図るための「特定保健指導」を、**無料で受けることができる制度**です。

🌸 健診を受けられる対象者

- 1) 一次健康診断の結果において①～④の検査項目に「異常所見」があると診断された方。
①血圧 ②血糖 ③血中脂質 ④腹囲またはBMI（肥満度）
※一次健康診断の結果において①～④の検査項目に「異常なし」とあっても、産業医等が異常の所見が認められると診断された場合には、対象となる場合があります。
- 2) 脳血管疾患または心臓疾患の症状を有していない方。
(脳血管疾患または心臓疾患による治療を受けている方は対象外となります。)
- 3) 会社役員など労災保険特別加入の方や、共済組合、船員保険、一人親方は対象外となります。

注意事項

- ・直近の定期健康診断等での結果でのご予約となります。
- ・年度内（4月1日～翌年3月31日）に1回のみ受けることができます。
- ・一次健診の受診日から3か月以内にお申し込みください。

🌸 労災二次健診の内容

- 1) 二次健康診断（脳血管および心臓の状態を把握するために必要な検査）
 - ①空腹時血中脂質検査
 - ②空腹時血糖値検査
 - ③ヘモグロビンA1c検査
 - ④胸部超音波検査（心エコー検査）
 - ⑤頸部超音波検査（頸部エコー検査）
 - ⑥微量アルブミン尿検査

※③は一次健診で検査している場合は二次健診では検査しません。
※⑥は一次健診の尿蛋白検査で疑陽性（±）または弱陽性（+）の場合のみ検査します。
- 2) 特定保健指導（脳血管・心臓疾患の発症の予防を図るために行われる指導）
 - ①栄養指導 ②運動指導 ③生活指導

🌸ご利用の流れ

当院での労災二次健診は、**2日に分けて**来院していただく必要があります。
 1日目に検査・保健指導を行い、2日目に医師の診察・検査結果の説明を行います。
 結果が揃うまでお時間がかかりますので、2日目は1日目から**2週間後以降**のお日にちで、
 ご予約をお取りしております。
 2日目の受診時に、結果票（ご本人様用・会社提出用）をお渡しします。
※所要時間は、1日目は2時間程度、2日目は30分程度です。

①ご予約



②案内・問診票送付



③1日目 検査・保健指導



④2日目 診察・結果説明・結果票お渡し



検査当日の注意点

- ・二次健康診断等給付請求書・一次健康診断結果（コピー可）・保険証（マイナ保険証、資格証明書）を忘れずにご持参ください。
- ・空腹でご来院ください。

◎ 「二次健康診断等給付請求書」について

労災二次健診を受けられる場合は、事業主の証明が必要です。
 必要事項を記入し、当日忘れずにご持参ください。

請求書は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/>
 トップページ「分野別の情報」雇用・労働→労働基準→
 →労災補償→労災保険給付関係請求書等ダウンロード